

○駒ヶ根市有料広告掲載要綱

平成20年6月25日

告示第40号

改正 平成24年3月31日告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し民間企業等の広告を扱うことに関して必要な事項を定め、民間企業等との協働による市の新たな財源確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (2) 広告媒体 次に規定する市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ ホームページ

ウ その他広報媒体として活用できる資産等で市長が特に認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性があるもの
- (4) 宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類、広告の規格及び広告掲載位置等は、それぞれの主管課長等が別に定める。

(広告募集の方法)

第5条 広告募集方法、予定価格及び選定方法は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管課長等が別に定める。

2 前項の規定は、広告付物品等の寄附を募集する場合において準用する。

(掲載の優先順位)

第6条 広告媒体への掲載の優先順位は、次の各号に掲げる順によるものとする。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 県内に事業所等を有するもの

(3) 前各号のいずれにも該当しないもの

(有料広告委員会)

第7条 有料広告に関する事項を協議するため、駒ヶ根市有料広告委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、民生部長、産業部長、建設部長、教育次長、総務課長、企画課長、財政課長及び税務課長を充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長等を委員会に出席させ、説明等を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(駒ヶ根市有料広告取扱要綱の廃止)

2 駒ヶ根市有料広告取扱要綱(平成18年告示第16号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により取扱われた広告は、この要綱の相当規定による広告とみなす。

附 則(平成24年告示第26号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。